

# 平成 30 年 7 月豪雨等による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ ～雇用保険の基本手当の特例措置と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

## ① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含まれます）は、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。 ※激甚災害法の指定地域：福岡県飯塚市

- 雇用保険に 6 か月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
  - ① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくても基本手当を受給できます。
  - ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所等が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。  
(受給手続に必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。) ※  
※ 制度利用にあたっての留意事項  
本特例措置制度を利用して、雇用保険の基本手当等の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

## ② 豪雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合

平成 30 年 7 月豪雨等による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主は以下の特例措置を利用することができます。(※平成 30 年 7 月豪雨等による災害に伴う休業等であれば激甚災害法の指定地域以外の事業所でも利用が可能です。)

- ※「経済上の理由」とは、例えば、以下のような場合が該当します。
- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
  - ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
  - ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
  - ・風評被害により、観光客が減少した場合
  - ・事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

本特例は、休業等の初日が平成 30 年 7 月 5 日から平成 31 年 1 月 4 日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用します。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の 11 府県内の事業所に限る） 【中小企業：2/3 から 4/5 へ】 【大企業：1/2 から 2/3 へ】
- ② 支給限度日数を「1 年間で 100 日」から「1 年間で 300 日」に延長（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の 11 府県内の事業所に限る）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
  - ア 前回の支給対象期間の満了日から 1 年を経過していなくても助成対象とする
  - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月へ短縮する
- ⑥ 平成 30 年 7 月豪雨発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

## 福岡労働局管内ハローワーク

### ①事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
福岡労働局職業安定部職業安定課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 6階	092-434-9801
ハローワーク福岡中央	〒810-8609 福岡市中央区赤坂 1-6-19	092-712-8609
ハローワーク飯塚	〒820-8540 飯塚市芳雄町 12-1	0948-24-8609
ハローワーク大牟田	〒836-0047 大牟田市大正町 6-2-3	0944-53-1551
ハローワーク八幡 黒崎駅前庁舎	〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎 3-15-3 コムシティ 6階	093-622-5566
ハローワーク八幡 若松出張所	〒808-0034 北九州市若松区本町 1-14-12	093-771-5055
ハローワーク八幡 戸畑分庁舎	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 8階	093-871-1331
ハローワーク久留米	〒830-8505 久留米市諏訪野町 2401	0942-35-8609
ハローワーク久留米 大川出張所	〒831-0041 大川市大字小保 614-6	0944-86-8609
ハローワーク小倉	〒802-8507 北九州市小倉北区萩崎町 1-11	093-941-8609
ハローワーク小倉 門司出張所	〒800-0004 北九州市門司区北川町 1-18	093-381-8609
ハローワーク直方	〒822-0002 直方市大字頓野 3334-5	0949-22-8609
ハローワーク田川	〒826-8609 田川市弓削田 184-1	0947-44-8609
ハローワーク行橋	〒824-0031 行橋市西宮市 5-2-47	0930-25-8609
ハローワーク行橋 豊前出張所	〒828-0021 豊前市大字八屋 322-70	0979-82-8609
ハローワーク福岡東	〒813-8609 福岡市東区千早 6-1-1	092-672-8609
ハローワーク八女	〒834-0023 八女市馬場 514-3	0943-23-6188
ハローワーク朝倉	〒838-0061 朝倉市菩提寺 480-3	0946-22-8609
ハローワーク福岡南	〒816-8577 春日市春日公園 3-2	092-513-8609
ハローワーク福岡西	〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南 3-8-10	092-881-8609

### ②災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
福岡労働局職業安定部 福岡助成金センター	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 1階	092-411-4701
福岡労働局職業安定部 福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10 八幡労働総合庁舎 1階	093-616-0860